

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の1つである。人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、住民が冤罪被害に遭う可能性がある地方自治体にとっても、冤罪の防止や冤罪被害の救済は重要な課題である。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後を絶たない。

2010年の足利事件に始まり、布川事件、東京電力女性社員殺人事件から、2016年の東住吉事件にいたるまで、無期という重罰事件の再審無罪が続き、2019年に松橋事件 2020年には湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪が確定した。また、2014年には、袴田巖氏が死刑囚監房から解放され、2024年9月26日、静岡地方裁判所は再審公判において、袴田巖氏に対し無罪判決を言い渡し同年10月9日、無罪判決が確定した。

しかし、これら事件で再審開始が認められ無罪となる過程では、検察による甚大な妨害が立ちはだかっていた。その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠蔽し、証拠を開示しないことである。再審請求は、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められる。しかし、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶たない。事件から64年をむかえた名張毒ぶどう酒事件は、2020年に事件が起きた懇親会の参加者の事件直後の供述調書を新たな証拠として開示された。これは再審開始が決定された2005年には存在しないとされた証拠であった。再審開始された時にこの証拠を出していれば、奥西勝氏は生きている間に無罪が確定したかもしれない。通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されたが再審における証拠開示には、何一つルールがないのが現状である。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられている。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることである。袴田事件は、検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、2020年12月には、最高裁がその決定を取り消し、審査を東京高裁へ差し戻すなど、無用に長期化している。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝氏にいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられた。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定に逆らい悲劇を繰り返すことには、法的な制限を加える必要があることは明白である。

このように再審における①証拠開示制度の確立②検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題である。それに加えて、大崎事件の最高裁の不当決定や布川国賠訴訟判決によって③再審における手続きの整備の必要性が強く求められている。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法第39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままである。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツでもすでに、50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止している。

よって国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

記

- 1 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備。
- 2 再審における、警察・検察の全ての証拠の開示。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月6日

三郷町議会

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 尾辻 秀久 殿

内閣総理大臣 石破 茂 殿

総務大臣 村上 誠一郎 殿

法務大臣 鈴木 馨祐 殿